

認定番号	01P-036-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	(株)熊谷組 東北支店
作業所名	仙台医療センター 作業所
作業所所在地	仙台市宮城野区宮城野2-411-9他
工期(自)～(至)	2016. 4. 1～2019. 10. 31
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	建築(医療施設)
工事概要 (120字以内)	国立病院機構仙台医療センターの建替え工事。地下1階地上12階、敷地面積 56,009m <sup>2</sup> 、建築面積 15,190m <sup>2</sup> 、述べ床面積 61,615m <sup>2</sup> 、構造 SRC・S・RC 造、病床数660床手術室12室、の建物 既存建物の解体も含む

### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること

※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること



・場内の休憩所や高温になる場所へ、扇風機や送風機を設置し温度調整した。



・屋根付きの外部休憩所を設置し扇風機と共にミスト噴霧により温度調整した。

・加工場等、移動せず炎天下での作業はテントを設置し温度の上昇を防止した。

・夏は日よけのカーテンやブラインドで室温を上がらないようにしたり、現場ではシート等で直射日光を避ける対策を取った。



・冬季はジェットヒーターにて採暖した。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること



・冷水器を休憩所に設置し、いつでも摂取できるようにした。



- ・熱中飴とタブレットは休憩所に置き、自由に摂取できるようにした。
- ・経口補水液は冷蔵庫に入れて、体調不良等必要な場合に摂取した。

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ・安全大会等で汗ふき用タオルを作業員に支給した。



- ・職員に空調服を支給し必要により使用すると共に、協力会社へ使用の指導を実施した。その為体温の上昇を抑える事が出来、使用者の熱中症は無かった。



- ・製氷機を屋外休憩所に設置し、自由に使用できるようにした。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



・バリケードで区画し、責任者(業者)を表示し、整理整頓を実施。

■施策(二)



・通路をバリケードと看板で表示して、道路と分ける。交差点は白線で横断歩道を表示。

■施策(三)



・安全掲示板に WBGT モニターを設置し計測と表示を実施。担当職員等がヘルメットに黒球付温湿度計を付けて現場各所で実測し、実状に合った注意喚起を実施。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



室内等で照度が不足している箇所へ充電式移動照明を設置し、必要な照度を確保。

■施策(二)



粉塵が発生する作業では、集塵機を使用して、粉塵の拡散を防止。

■施策(三)



入り口から場内の主要道路及び、主要な作業ヤードは鉄板を敷き詰めて、粉塵の発生を防止。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■施策（一）



現場が広い為、職員や職長がiPadを活用する事で、施工管理と共に図面確認や不具合等の連絡調整、指示や報告が事務所まで移動しなくても良く、迅速に行えるようにした。

■施策（二）



作業姿勢等を改善する為、作業高さに適した作業台や高所作業車を活用したり、トラックへの昇降専用の階段を使用。

■施策（三）



資材の運搬で身体への負担を軽減する為、ストッパー付キャスター台車を使用。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

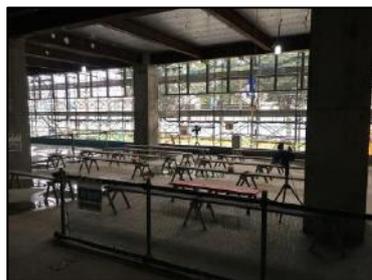
①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場が広いので、事務所の反対側及び建物中間階へトイレを増設し、また、事務所の反対側へ休憩所を増設し、高齢者や冬季の作業員の心身の負担、移動の負担を軽減。

■施策(二)



夏季は現場内へ休憩所を設置し、休憩所への移動の負担を最小限にした。

■施策(三)



場内に農園設備と除草用ヤギを導入し、広い敷地の除草業務の負担低減と共に2百名以上の作業員同士のコミュニケーションが活発になり、作業間調整の円滑化と精神的安定に繋がった。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

トイレを建物内に設置し  
部屋で男女に分けた。  
女性入口は暗証キーと  
して男性の入室を不可  
能とした。



- ・洗浄付洋式暖房便座
- ・臭い逆流防止便器
- ・施錠式扉
- ・小便器前等に物置台
- ・鏡、温水器付洗面台
- ・便座除菌シート設置



- ・工事現場事務所の1階に設置している為、照明用電源は確保。
- ・トイレ室入口の扉を女性用は完全な目隠しとし、男性用は掲示物等で中を見えにくい配慮。
- ・女性用トイレにはサニタリーボックスを設置し、手洗いに物置台を設置した。

【審査項目⑨】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫  
冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること



- ・休憩所では、夏はエアコン冬はエアコンとストーブで室温を調整。

【審査項目⑩】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること



- ・外部に喫煙可能な休憩所を設置して、建物内は完全に禁煙とした。
- ・屋根と囲いを設置し、夏は天井ミストと扇風機により熱を抑制、冬季間はストーブで採暖。

【審査項目⑪】 <<健康・衛生保持のための施設、設備>>

シャワー室等の洗身施設を設置していること



男性用



女性用

- ・男性用と女性用に分けてシャワー室を設置。



- ・ヘルメットの洗浄機を設置して、汚れやすいヘルメットの衛生保持の実施。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



・エアロバイクを設置して、健康増進に繋げる。

■施策(二)



・2階に簡易ベッドを配置して、必要により仮眠をとれるようにした。

■施策(三)



・2階の打合せ室を相談室として活用。個室での相談を実施。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



・温水機付の洗面所を設置。

■施策(二)



男性



女性

・男女別に更衣室を設置。女性用は女性専用休憩室も兼ねる。

■施策(三)



・休憩所へも鍵付きロッカーを設置。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



・休憩と共に衛生的に食事が出来るよう、椅子とテーブルを設置。

■施策(五)



・売店でうどんそば・カレー・弁当・軽食・お菓子・飲料水・雑貨等作業員の要望も取入れ販売。  
・自動販売機を全体休憩所の他に、離れた休憩所へも設置。

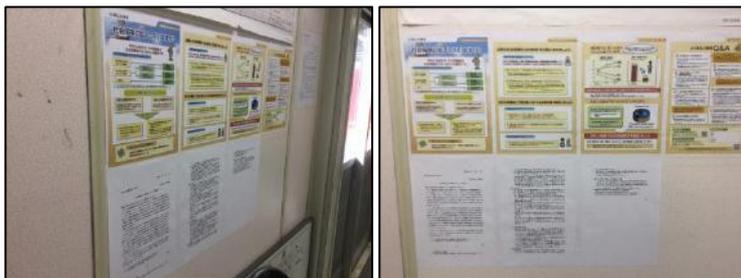
■施策(六)



・冷蔵庫・電子レンジ・ポット等の家電製品を設置。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)



- ・社会保険加入に向けた案内を作業員や事業主の見やすい場所へ掲示。
- ・新規入場時・災害防止協議会・安全大会等で作業員や事業主へ周知し指導している。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること



・現場事務所入り口等にシールを貼ると共に、災害防止協議会等で事業主に対し加入の周知・指導をしている。

【審査項目⑯】 ≪長時間労働の是正≫

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限: 100 時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

① 36協定を締結した職員の長時間労働防止実施状況

- ・年間960時間以内。
- ・3か月で240時間以内。
- ・1か月の上限を80時間以内。

② 管理監督者の長時間労働防止実施状況

- ・1か月100時間未満を実施。

③ 上記をパソコンでの勤怠管理システムにて管理し、労働時間を超えそうな社員に対しては事前に指導。超過した場合はストレスチェックの実施、希望により産業医との面談を実施し、過重労働での健康障害を防止している。

<p><b>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</b></p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)11(土)12(日)19(日)25(土)26(日)
平成28年12月	6	7	4(日)11(日)18(日)25(日)29(木)30(金)31(土)
平成29年1月	7	7	1(日)2(月)3(火)8(日)15(日)22(日)29(日)
2月	6	4	5(日)12(日)19(日)26(日)
3月	6	4	5(日)12(日)19(日)26(日)
4月	7	5	2(日)9(日)16(日)23(日)30(日)
5月	6	8	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)11(日)18(日)25(日)
7月	7	5	2(日)9(日)16(日)23(日)30(日)
8月	6	9	6(日)11(金)12(土)13(日)14(月)15(火)16(水)20(日)27(日)
9月	6	5	3(日)10(日)17(日)23(土)24(日)
10月	7	6	1(日)8(日)15(日)22(日)28(土)29(日)
11月	6	5	5(日)12(日)19(日)25(土)26(日)
12月	7	8	3(日)10(日)17(日)23(土)24(日)29(金)30(土)31(日)
平成30年1月	6	9	1(月)2(火)3(水)4(木)7(日)14(日)21(日)27(土)28(日)

【審査項目⑱】 ≪長時間労働の是正≫

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、  
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



(Bear's i-time)とは→現場では  
一様にノ残業の実施は難しい  
為、現場の状況に合わせて、早期  
一斉退社日の設定を計画的に実  
施する東北支店での活動。

・(Bear's i-time)の取組みにより、ノ残業ではないが現実的な終業時間を個人毎に宣言し、  
目標時間までに終業出来る様に業務を組み立てて遂行する事で業務時間短縮を実施。

■施策(二)

・計画的な有給休暇等の取得を指導し、長期休暇前後等での取得を実施。

■施策(三)

・休日出勤をする際は積極的に振休を取得するよう指導して業務時間の短縮を実施。

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)



・安全大会等での全体教育と共に、新規入場者教育や作業員基本教育の実施確認による安全衛生に関する知識習得を支援している。



・職長能力向上教育の受講を推奨し、現場で一番重要な役割を果たす職長の安全衛生に関する知識習得を支援。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



・定期的な職長会パトロールの実施。

■施策(二)



・安全大会で、優良作業員へ表彰を実施。

■施策(三)

・AED を設置し各所へ表示。安全大会等で指導。

【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



・バス停付近の仮囲いを敷地内に凹ませ休憩椅子を設置。奥側を透明にして場内を見えるようにし、左側に現場周辺の移り変わり地図を右側に当工事の進捗状況の写真を掲示。

■施策(二)



・熊谷組の横断幕を仮囲いに掲示して、建設業に対するイメージアップ。  
・仮囲いの一部を現場側へずらし、歩道との隙間を緑化。

■施策(三)



No1ゲート外部にAEDを設置

・周辺の方が緊急時に対応できるように、仮囲い外にAED設置して、その事を仮囲いの10か所へ掲示して、建設業が地域の安全安心に繋がる対策を実施。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	1
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 22

総合計: 36

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

・⑰: 閉所日の合計が基準に達していないため、加点なしとしました。  
 ・⑱(二)(三): 具体的な取り組み方法に関する記載がないため、加点なしとしました。